

令和5年12月15日

〒530-0012  
大阪府大阪市北区  
芝田2-2-13

(株) 快成

武田 宏 様

大阪府知事 吉村 洋文



### 特定 建設業の許可について (通知)

令和5年11月17日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

#### 記

許可番号	大阪府知事 許可(特-5) 第150150号
許可の有効期間	令和5年12月15日から令和10年12月14日まで
建設業の種類	

建築工事業  
左官工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業  
解体工事業

大工工事業  
とび・土工事業  
屋根工事業  
鋼構造物工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年11月14日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)